

【ふるさと納税お礼品（宿泊利用券等）の有効期間について】

いつも那須町を応援していただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年4月7日から令和2年5月25日まで発令されていた緊急事態宣言の解除に伴い、有効期限が令和2年1月1日以降で、令和2年5月31日までにお申込み、お選びいただいた宿泊利用券やお食事券、施設入場券等については、**券に記載の有効期限または令和3年5月31日のうち、期限の長い日付けを有効期限とします。**

例1) 券に記載の有効期限：令和2年4月30日→有効期限は令和3年5月31日

例2) 券に記載の有効期限：令和3年6月30日→有効期限は令和3年6月30日

皆様にお会いできる日を楽しみにしております。引き続き、那須町への応援をどうぞよろしくお願いいたします。

令和2年5月26日



那須町企画財政課
まちづくり係
Tel0287-72-6935